

表-23 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

1 ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設（令別表第6）	指定物質抑制基準（H9.2.6 環境庁告示第5号、第6号）
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるもの ・既設：200mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量1,000Nm <sup>3</sup> /h以上3,000Nm <sup>3</sup> /h未満） 100mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量3,000Nm <sup>3</sup> /h以上） ・新設：100mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量1,000Nm <sup>3</sup> /h以上3,000Nm <sup>3</sup> /h未満） 50mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量3,000Nm <sup>3</sup> /h以上）
2	原料の処理能力が20 t/日以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで、装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用 ・既設：100mg/Nm <sup>3</sup> （特殊構造炉の適用除外あり） ・新設：100mg/Nm <sup>3</sup>
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの ・既設：200mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量1,000Nm <sup>3</sup> /h以上） ・新設：100mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量1,000Nm <sup>3</sup> /h以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式を除く。）	フレアスタックで処理するものを除く ・既設：100mg/Nm <sup>3</sup> ・新設：50mg/Nm <sup>3</sup>
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500kL以上のもの	浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）を除く ベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用 ・既設：1,500mg/Nm <sup>3</sup> （容量1,000kL以上） ・新設：600mg/Nm <sup>3</sup>
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1 t/h以上のもの（密閉式を除く。）	フレアスタックで処理するものを除く ・既設：200mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量1,000Nm <sup>3</sup> /h以上3,000Nm <sup>3</sup> /h未満） 100mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量3,000Nm <sup>3</sup> /h以上） ・新設：100mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量1,000Nm <sup>3</sup> /h以上3,000Nm <sup>3</sup> /h未満） 50mg/Nm <sup>3</sup> （排ガス量3,000Nm <sup>3</sup> /h以上）

（備考）

1. 既設は、平成9年4月1日において、現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいい、新設は、平成9年4月2日以降に新たに設置される施設をいいます。
2. ベンゼンの量は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、水素炎イオン化検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定される量として表示されたものとします。
3. コークス炉の特殊構造炉とは、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものをいいます。

## 2 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設（令別表第6）	指定物質抑制基準（H9.2.6 環境庁告示第5号、第6号）
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるもの ・既設：500mg/Nm <sup>3</sup> ・新設：300mg/Nm <sup>3</sup>
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量が5kL以上のもの（密閉式を除く。）	トリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの ・既設：500mg/Nm <sup>3</sup> ・新設：300mg/Nm <sup>3</sup>
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式を除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの ・既設：300mg/Nm <sup>3</sup> ・新設：150mg/Nm <sup>3</sup>
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号を除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m <sup>2</sup> 以上のもの。	トリクロロエチレン等により洗浄するもの ・既設：500mg/Nm <sup>3</sup> ・新設：300mg/Nm <sup>3</sup>
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が30kg/回以上のもの。	密閉式を除く ・既設：500mg/Nm <sup>3</sup> ・新設：300mg/Nm <sup>3</sup>

（備考）

1. 既設は、平成9年4月1日において、現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいい、新設は、平成9年4月2日以降に新たに設置される施設をいいます。
2. トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの量は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、水素炎イオン化検出器、電子捕獲検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定される量として表示されたものとします。